

**(2) がん診療連携拠点病院の機能強化と診療連携の推進** **54億円**

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、2次医療圏に1か所程度のがん診療連携拠点病院を整備し、緩和ケアの提供、患者や家族への相談支援等の機能を強化するとともに、地域の医療機関との連携を推進する。

また、放射線治療の更なる促進を図るため、がん診療連携拠点病院に対し、高性能かつ先進的な放射線治療機器の整備の緊急支援を行う。

(参考) 平成18年度補正予算において、がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業を行う。(8.4億円)

**(3) 国立がんセンター東病院通院治療部（仮称）の設置（新規）** **27百万円**

平均在院日数の短縮、患者の身体的・経済的負担の軽減、がん医療水準の向上を図るため、抗がん剤投与の治療を外来で実施できるよう、国立がんセンター東病院に「通院治療部（仮称）」を設置する。

**(4) 地域の特性を踏まえた対策の推進（新規）** **15億円**

がん対策基本法の施行に伴い、同法に規定する都道府県がん対策推進計画に基づく事業として、都道府県が新たに実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等に対する支援を行う。

**(5) がん医療に関する情報の収集提供体制の整備** **17億円**

国立がんセンターに設置した「がん対策情報センター」において、がん診療連携拠点病院との連携を図りつつ、がん医療に関する最新の情報を収集し、利用者の立場で整理した情報を提供するとともに、がん対策の企画立案に必要な基礎データを収集・蓄積・分析・発信する体制を整備する。

また、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するため、国立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において、精度の高い院内がん登録を実施する。

### 3 がんの在宅療養・緩和ケアの充実

4. 6 億円（2. 4 億円）

#### （1）在宅緩和ケア対策の推進

2. 1 億円

在宅療養患者とその家族の生活の質（QOL）の向上を目指し、在宅における緩和ケアを希望する患者等に対する総合的な相談・支援を行う在宅緩和ケア支援センターを新たに設置するとともに、医療従事者の研修や在宅ホスピスケア推進のためのアドバイザー派遣や普及啓発を実施する。

#### （2）緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進（新規）

2. 5 億円

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とするとともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにするため、医師向けのマニュアルの作成や研修を実施するほか、一般国民を対象にがんに関する緩和ケアについての正しい知識の普及を行う。

また、医療用麻薬の適正な使用を一層推進するための講習会の開催及びマニュアルを作成するための検討会を設置する。

### 4 がんに関する研究の推進及び医療技術の開発振興

8 7 億円（8 3 億円）

がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究の成果を普及、活用する。

### 第3 公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安全の確保

少子高齢化の進展に伴い労働力人口の減少が見込まれる中で、我が国の経済社会の活力を維持するため、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加に対応し、安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境を整備するための労働契約法制の検討を進めるとともに、過重労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策の推進、非正規労働者の均衡ある処遇、正社員化や能力開発の推進、男女雇用機会均等の推進など、公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安心・安全の確保を図る。

#### 1 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

29億円（11億円）

##### (1) 安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境を整備するための労働契約法制の整備（新規） 23百万円

働き方の多様化・個別化の進行に対応して、どのような働き方を希望しても安心・納得して働くことができるよう、労働契約のルールの整備を行う。

##### (2) パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進 8.6億円

###### ○ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実

8.1億円

中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

###### ○ 短時間正社員制度の導入促進

50百万円

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

##### (3) 非正規労働者の正社員化の機会拡大（新規）

11億円

###### ○ ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進

11億円

正社員雇用のメリット等の周知により正社員求人の提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援する。

○ 正社員転換のための非正規労働者に対する企業内職業能力開発の促進（新規） 7 百万円

非正規労働者から正規労働者への転換のための教育訓練を行う等企業内で非正規労働者の職業能力の開発・向上を図る事業主に対する助成措置を拡充する。

○ 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成の仕組みの整備（新規） 3 4 百万円

能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者・請負労働者について、主要な業務分野ごとに能力開発、能力評価のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を策定し、その普及啓発を図る。

（4）職場における男女雇用機会均等の推進 2. 2 億円

改正男女雇用機会均等法の的確な履行確保のための指導を行うとともに、間接差別の禁止などの改正内容について周知徹底する。

（5）製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善の推進（新規） 2 3 百万円

製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善を図るためのガイドライン及びチェックシートを請負事業主、発注者に対し周知するとともに、請負事業適正化・雇用管理改善のための行動計画の策定を支援するためのモデル事業を実施する。

2 安全・安心な職場づくり	1 6 0 億円(1 9 6 億円)
---------------	--------------------

（1）職場におけるメンタルヘルス・過重労働対策の充実 2 8 億円

○ 事業場におけるメンタルヘルス対策への支援 2. 5 億円

心の健康問題により休業等をした労働者が円滑に職場復帰又は雇用継続できるよう医師等専門家を派遣するなど、事業場に対する支援を充実する。

○ メンタルヘルス相談実施体制の整備 2 億円

地域産業保健センターにおいて行う労働者及びその家族を対象としたセミナーや相談会を充実する。また、産業医に対するメンタルヘルスに関する対応方法についての研修を充実する。

○ 過重労働による健康障害防止対策の充実 2 3 億円

過重労働解消キャンペーン月間の設定、事業主が留意すべき事項をまとめた手引きの普及・啓発等により、過重労働に関する相談への対応を充実する。

**(2) 危険性・有害性等の調査の普及促進等** **5.6 億円**

改正労働安全衛生法において努力義務とされた危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）の普及を促進するため、製造業の中小規模事業場、第三次産業、プレス機械等危険な機械の製造事業場を重点に、具体的な実施方法を示したマニュアルの作成、人材養成等の支援を行う。

**(3) アスベスト対策の着実な実施** **7.6 億円**

○ **健康管理手帳の交付要件の見直し**

健康管理手帳の交付要件の見直しを含め、石綿作業離職者の健康管理の充実を図る。

**(4) 労災かくし対策の推進** **8.2 百万円**

労災保険給付請求の勧奨を強化するとともに建設業関係者による協議会を開催する等、労災かくしの排除に向けた啓発指導の強化を図る。

**(5) 総合的な個別労働紛争対策の推進** **1.4 億円**

増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るための紛争解決制度を着実に推進する。

**3 労働保険制度の見直し**

行政改革推進法を踏まえ、また、安定した制度運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、雇用保険制度について、国庫負担、保険料率、雇用保険三事業、給付等の在り方を見直し、所要の改正を行う。また、労災保険制度についても、労働福祉事業の在り方を見直し、所要の改正を行う。

○ **雇用保険国庫負担金**

高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止するとともに、当分の間、失業等給付に係る国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げる。

○ **失業等給付に係る保険料率**

弾力条項による変更幅を $\pm 2/1000$ から $\pm 4/1000$ とし、平成19年度から $4/1000$ 引き下げる形（ $16/1000 \rightarrow 12/1000$ ）で発動する。